

避難行動要支援者援護マニュアル策定の概要について

1 災害対策基本法の改正（避難行動要支援者に関わる部分）

東日本大震災を受けて改正された災害対策基本法において、「住民等の円滑かつ安全な避難の確保」が基本理念の一つとされ、「住民等の円滑かつ安全な避難の確保」を実行するための方策として、避難行動要支援者への対策が規定された。

※避難行動要支援者…災害が発生し又は発生する恐れがある場合に、自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために、特に支援を要するもの

(1) 市町村長は、地域防災計画の定めるところにより、避難行動要支援者についての避難の支援、安否確認その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置を実施するための基礎とする名簿を作成しておかなければならない。

【第49条の10より一部抜粋】

(2) 市町村長は、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、地域防災計画の定めるところにより、消防機関、都道府県警察、民生委員、市町村社会福祉協議会、自主防災組織その他の避難支援等の実施に携わる関係者に対し、名簿を提供するものとする。【第49条の11より一部抜粋】

2 改正に伴う対応

災害対策基本法の改正に伴い取り組む必要がある事項

(1) 地域防災計画への明記【全体的な考え方、重要事項】

- ・避難支援等関係者となる者
- ・避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲
- ・名簿の作成に必要な個人情報及び入手方法
- ・名簿の更新に関する事項
- ・情報提供に際し市が講ずる措置 など

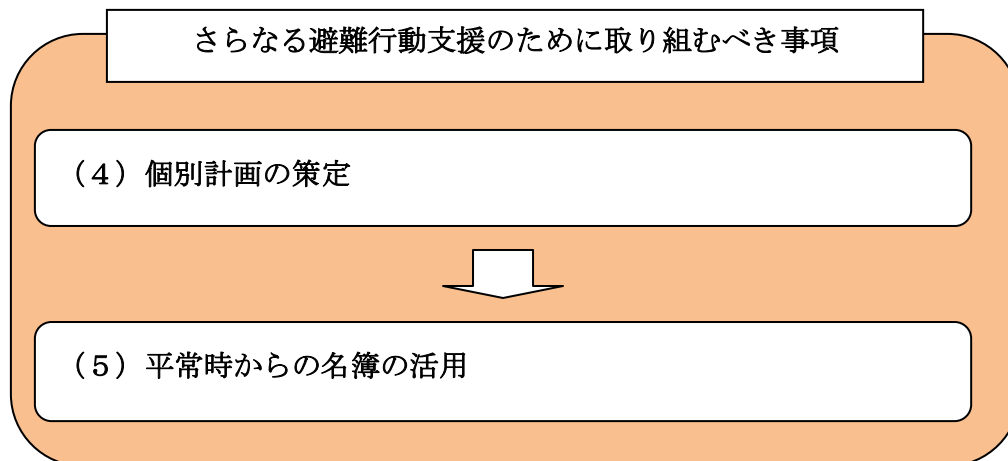


(2) 全体計画（避難行動要支援者援護計画）マニュアル【細目的な部分】



(3) 避難行動要支援者名簿の作成等

- ・避難行動要支援者情報の収集、名簿作成
- ・名簿登載者の同意取得
- ・名簿の管理・更新と情報共有
- ・名簿の提供



※地域防災計画を改訂したうえで、全体計画（避難行動要支援者援護マニュアル）を策定することになる。しかし、地域防災計画に明記すべき重要事項は全体計画の根幹をなすものであるため、地域防災計画の改訂と並行して全体計画の策定を進めていくこととする。

3 全体計画策定の考え方

本市では、全体計画に類する「災害時要援護者対応マニュアル」を平成22年3月に策定し運用しているが、改正された災害対策基本法にて求められている内容を網羅していないため、「災害時要援護者対応マニュアル」を改訂し全体計画と位置付けることとする。

4 全体計画策定の方法

- ①関係各課係で構成する庁内検討会議を設置し、庁内の意見を集約のうえ素案作成。
- ②関係団体で構成する策定懇談会を設置し、意見を聴取し素案を修正。